

役員候補者の公募について

公益社団法人瀬戸内海海上安全協会

1. 法人名：公益社団法人瀬戸内海海上安全協会

(法人の事業概要)

本協会は、瀬戸内海及び宇和海における海上交通の安全を達成するため、次の事業を行う。

(1) 調査研究業務

- ① 海難防止に関する調査研究
- ② 港湾等の整備に関する調査研究
- ③ 航路及び航路標識の整備に関する調査研究
- ④ その他、航行安全に関する調査研究

(2) 安全管理業務

- ① 海上交通の安全に関する情報の収集及び提供
- ② 海難防止に関する教育指導及び助言
- ③ 海難防止に関する事項の周知及び広報
- ④ その他、航行安全に関する安全管理事業

(3) その他、当協会の目的を達成するために必要な業務

2. 公募する役員候補者の役職

理事（業務執行理事）候補者 1 名

3. 職務内容

- 理事会の議決により業務執行理事として選任された場合は、本協会の業務を分担執行する。
- 理事会を構成し、本協会の業務に関する重要な事項を決議し執行する。

4. 必要な資格・経験（次の要件をすべて満たす者）

- 就任の時点で満 63 歳未満であること。
- 法に定める禁固刑以上に処せられていないこと。
- 罰金刑以下については、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 10 年を経過していること。

- 反社会的勢力及びこれに関係する者若しくは特定の利害を擁護する団体の構成員でないこと。
- 本協会が行う業務について、的確に遂行できる十分な能力を有していると認められること。
- 中立性及び公平性を担保して業務の遂行ができ、かつ、在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格を有していると認められること。
- 高潔で高い倫理観を有していること。
- 民間企業、公益法人、国又は地方公共団体の組織等の管理経験を有し、100人規模の組織を管理するに十分な能力を有していると認められること。
- 民間企業や国等の諸機関との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していると認められること。
- 海上安全にかかる業務の経験者で、海事関係法令及び船舶の航行安全対策に精通していること。
- 1級海技士（航海）免状取得者として船舶職員経験者であること。

5. 勤務条件

勤務形態：常勤

勤務地：公益社団法人瀬戸内海海上安全協会内
広島市南区的場町1丁目3-6

報酬：本協会の「役員の報酬等及び費用に関する規則」による。

6. 選考方法

本協会に役員候補者選考委員会を設置し、第一次選考（書類審査）、第二次選考（面接及び審議）を経て理事候補者を選出し、本協会の定款に基づき社員総会の決議により選任し、理事会の議決を経て業務執行理事に選定する。

7. 応募方法

(1) 応募書類

次の①、②の書類を簡易書留により郵送する。なお、提出された書類については返却しない。

① 履歴書

- ・氏名を自署の上、押印すること。
- ・3ヶ月以内に撮影した上半身正面の写真（縦4cm×横3cm）を添付すること。
- ・学歴は、義務教育修了時から年代順に記入すること。

- ・ 職歴は、民間企業や国、地方公共団体等の経営・運営に係る職歴、その他の職歴を記入することとし、企業名又は団体名、職名及び職務内容を記入すること。

② 受有する海技免状の写し

(2) 応募書類の提出先

〒732-0824

広島県広島市南区的場町1丁目3-6 広島の場ビル4F

公益社団法人瀬戸内海海上安全協会

電話番号 082-261-9771

(3) 応募期限

平成29年4月21日（金）必着

(4) その他

- ・ 応募にかかる費用は全額応募者負担とする。
- ・ 審査の過程に関する質問については一切受け付けない。